

## 天草市地域経済循環創造事業補助金交付要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、地域資源を活かした先進的で持続可能な事業化の取組を促進し、地域での経済循環を創造するため、民間事業者等に対して天草市地域経済循環創造事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し国の定める地域経済循環創造事業交付金交付要綱（平成25年2月27日付け総行政第29号総務大臣通知。以下「交付金交付要綱」という。）及び天草市補助金等交付規則（平成18年規則第48号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付の対象となるもの（以下「補助対象者」という。）は、交付金交付要綱に係る交付決定に基づき、市内商工団体の支援を受けながら事業を実施する民間事業者等で、次の各号を満たすものとする。

- (1) 天草市内に本店若しくは支店等を有し、若しくは有しようとする法人又は天草市内に住所を有している個人事業者で市内で事業を行っているもの
- (2) 市内商工団体の支援を3回以上受け、事業計画書等を作成し、事業を行うもの
- (3) 天草市の市税に滞納がないもの
- (4) 業況の好転のための生産性向上や省力化のための取組を新たに開始するもの
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を営んでいないもの
- (6) 天草市暴力団排除条例（平成24年3月29日）第2条各号で定める暴力団関係者でないもの
- (7) 政治活動又は宗教活動を行っていないもの
- (8) 今後も事業を継続する意思があるもの
- (9) 前各号に掲げるものの他、補助金の趣旨・目的に照らし、適当でないと市長が判断したものでないもの

### (補助対象経費及び交付期間)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、交付金交付要綱第5条に規定する経費とする。ただし、消費税及び地方消費税に相当する額は、補助対象経費から除くものとする。

2 この交付金を交付する期間は、交付決定を受けようとする年度を含めて最大2年とする。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費から金融機関等の融資額及び補助対象者の自己資金等の合計額を差し引いた額とする。この場合において、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の上限額は、次の各号に掲げる場合において、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 融資額が前項の規定により計算した額（以下「計算額」という。）と同額以上  
2倍未満の額の場合 3,000万円
- (2) 融資額が計算額の2倍以上3倍未満の額の場合 4,000万円
- (3) 融資額が計算額の3倍以上4倍未満の額の場合 5,000万円
- (4) 融資額が計算額の4倍以上の額の場合 5,500万円

3 交付金の単年ごとの交付額（以下「単年度交付額」という。）は、次に掲げる式により算出された額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。）を超えない範囲で、交付年度の予算の範囲内において定めるものとする。

$$\text{単年度交付額} = (\text{交付限度額} \times A) - B$$

A：交付金が交付される年度の年度末における交付金事業の進捗率

B：前年度末までに交付された交付金の総額

進捗率：交付金事業の総事業費に対する執行事業費の割合

（計画協議）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、あらかじめ天草市地域経済循環創造事業補助金計画協議書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長が定める日までに提出しなければならない。ただし、第8号に掲げる書類については、複数年の場合のみ提出するものとする。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書（別記様式第1号-1、1号-2）
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠がわかる資料（見積書等）
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールがわかる資料
- (4) 位置図
- (5) 設計図書（図面及び仕様書）
- (6) 直近2期の決算書の写し
- (7) 商工団体の意見書
- (8) 国が定める地域経済循環創造事業交付金交付申請調書（別記様式第1号別紙1）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（計画協議の審査）

第6条 市長は、前条の規定により計画協議書の提出があったときは、その内容を審査し、事業内容の適否を決定したときは、天草市地域経済循環創造事業補助金計画協議結果通知書（様式第2号）により、補助対象者に通知するものとする。

2 計画協議の審査は5月、7月及び2月とし、協議書は3月、5月及び11月末日（土日祝日の場合は直前の開庁日）までに提出しなければならない。

3 審査会の設置については、天草市地域経済循環創造事業補助金審査会設置要領でこれを定める。

（補助金の交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、天草市地域経済循環創造事業補助金交付申請書（様式第3号の1）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第8号に掲げる書類については、複数年の場合のみ提出す

るものとする。

- (1) 国が定める地域経済循環創造事業交付金実施計画書(別記様式第1号-1、1号-2)
- (2) 収支計画書の具体的な積算根拠がわかる資料(見積書等)
- (3) 工程表その他の完成までのスケジュールがわかる資料
- (4) 位置図
- (5) 設計図書(図面及び仕様書)
- (6) 直近2期の決算書の写し
- (7) 市税の滞納のない証明書
- (8) 国が定める地域経済循環創造事業交付金交付金申請調書(別記様式第1号別紙1)
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 交付金事業の着手(工事等の発注を含む。)は、原則として、第8条に規定する市長からの交付金交付決定通知を受けて行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により、交付金交付決定前に着手する必要がある場合には、様式第3号の2による交付決定前着手届を市長に提出するものとする。

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付を認めるときは、天草市地域経済循環創造事業補助金交付決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、補助金の目的を達成するために必要な条件を付することができるものとする。

(状況報告)

第9条 前条の規定による補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、市長から要求があった場合は、天草市地域経済循環創造事業補助金遂行状況報告書(様式第5号)により事業の遂行状況について報告しなければならない。

(事業計画変更等の承認)

第10条 補助事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ天草市地域経済循環創造事業補助金変更申請書(様式第6号)を市長に提出し、事前に承認を受けなければならない。

- (1) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、補助対象総額の10パーセント以内の流用増減を除く。
- (2) 融資額を減額しようとする場合
- (3) 補助対象事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
  - ア 補助対象事業の目的に変更が生じず、かつ、補助事業者の自由な創意により、より能率的な補助対象事業の達成に資するものと認められるとき。
  - イ 目的及び事業能率に直接関わりがない事業計画の細部の変更であるとき。
- (4) 補助対象事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
- (5) 補助対象事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- (6) 交付金事業の事業期間が2年の場合で、単年度交付額を減額するとき。

2 市長は、前項の規定による変更の申請があった場合において、審査の上適当と認めるとき

は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によりこれを承認するものとする。

- (1) 補助金の交付決定額の変更を伴う変更の承認をした場合 天草市地域経済循環創事業補助金交付決定変更通知書（様式第7号）
- (2) 前号に掲げる変更以外の変更の承認をした場合 天草市地域経済循環創造事業補助金変更計画承認通知書（様式第8号）

（実績報告）

第11条 補助事業者は、当該補助対象事業が完了した日から起算して20日以内又は補助金の交付の決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までに、天草市地域経済循環創造事業補助金実績報告書（様式第9号）に以下に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。ただし、第8号に掲げる書類については、複数年の場合のみ提出するものとする。

- (1) 補助対象事業報告書
- (2) 補助対象経費整理表
- (3) 金融機関からの融資を証明する書類の写し
- (4) 工事請負又は委託契約書の写し
- (5) 事業実施内容がわかる請求書等の写し
- (6) 支払領収書の写し
- (7) 補助対象事業に係る写真その他事業の状況を示す資料
- (8) 国が定める地域経済循環創造事業交付金交付金実績調書（別記様式第7号別紙1）
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助事業者は、交付金事業の実施期間内において、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項に準ずる報告書を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する当該事業の完了に係る実績報告書を受領したときは、当該報告書に係る書類を審査し、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、天草市地域経済循環創造事業補助金確定通知書（様式第10号）により補助事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の確定しようとする補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付）

第13条 市長は、前条1項の規定による補助金の額を確定後、補助金を交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、第8条の交付決定後に概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、天草市地域経済循環創造事業補助金請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項の規定による請求を受けたときは、確定通知の額から概算払いにより支払った額を差し引いた額を支払うものとする。

(事業完了後の事業実施状況報告)

第14条 補助対象者は、補助対象事業の完了の日の属する会計年度の翌年度から起算して5年以内の間、毎会計年度終了後の20日以内に、天草市地域経済循環創造補助金事業収益状況報告書(様式第12号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 市長は、補助事業者がこの要領の規定に違反し、または交付金交付要綱第16条第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、第6条の規定による決定の全部または一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し、すでに補助金を交付しているときは、天草市地域経済循環創造事業補助金返還命令書(様式第13号)により当該補助金の全部または一部の返還を命ずるものとする。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の返還を命ぜられたとき(交付金交付要綱第16条第1項第4号の場合を除く。)は、当該返還の命令がなされた日から20日以内に返還する、ものとし、当該補助金を受領した日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額に年10.95パーセントの割合を乗じて得た額を当該補助金に加算して納付しなければならない。

(財産の管理等)

第17条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の補助の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 保持事業者は、取得財産等について、取得財産等管理台帳(様式第14号)を備え管理しなければならない。
- 3 補助事業者は、当該年度に取得財産等があるときは、第9条に定める実績報告書に取得財産等管理明細表(様式第15号)を添付しなければならない。

(財産処分の制限)

第18条 補助事業者は、取得財産のうち、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のものを総務省所管補助金等交付規則(平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号)第8条に定める期間内に処分しようとするときは、あらかじめ天草市地域経済循環創造事業補助金財産処分承認申請書(様式第16号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による届出があったときは、その内容を審査した上で、財産処分の承認の可否を決定し、その旨を補助事業者に通知するものとする。
- 3 市長は、取得財産等のうち、取得価格または効用の増加額が50万円以上のものの処分によって補助事業者に入金があると認められるときは、補助事業者に対して当該収入の全部又は一部を納付させることができる。

(補助金の経理等)

第19条 補助事業者は、補助金についての経理を明らかにする帳簿を作成し、補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(納付金)

第20条 市長は、補助金の交付及び第12条の報告により補助事業者に事業化により相当の収益が生じたと認められるときは、補助事業者に対して、交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。ただし、補助対象者の直近3年間の決算のうちいずれかが赤字であった場合又はこの補助金の目的に資する事業への再投資（交付金交付要綱第5条に掲げる内容の経費であって、事業を効果的に実施するために直接必要な経費に限る。）によって公益への貢献が認められると市長が特に認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額は、補助金の確定額を上限とする。

3 第1項の規定により、納付を命ずることができる額の納付期限は、当該命令の通知の日から起算して20日以内とする。

4 収益納付すべき期間は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年以内とする。

(その他)

第21条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は令和6年6月19日から施行する。

(準備行為)

2 計画協議に係る手続及び審査は、この要領の施行前においても行うことができる。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和6年12月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和7年4月8日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。